

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健所長への委任） 第九条（略） 一―十六（略） 十六の二（略） （一）別表第十七第九号に定める健康被害に関する情報の提供の受付 （二）・（三）（略） 十六の三―九十二（略） （食肉衛生検査所長への委任） 第十条（略） 一―三（略） 四 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第一号（五）、（六）、（八）及び（九）並びに前号（六） （子ども家庭センター所長への委任） 第十二条（略） 一（略） （一）（略）（略） （二）第三十三条の四の規定による理由の説明及び意見の聴取（第二十七条第一項第二号及び第三号並びに第二項の措置並びに児童自立生活援助の実施に係るものに限る。） （三）（略） （四）第五十六条第三項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第七号、第七号の二及び第七号の三に掲げる費用に係るものに限る。） （五）（略） （六）（略） 一の二・一の三（略） 一の四 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一）第十四条第一項の規定による報告の要	（保健所長への委任） 第九条（略） 一―十六（略） 十六の二（略） （一）・（二）（略） 十六の三―九十二（略） （食肉衛生検査所長への委任） 第十条（略） 一―三（略） 四 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第一号（二）、第二号（五）、（六）、（八）及び（九）並びに前号（六） （子ども家庭センター所長への委任） 第十二条（略） 一（略） （一）（略）（略） （二）第三十三条の四の規定による理由の説明及び意見の聴取（第二十七条第一項第二号及び第三号並びに第二項の措置並びに（三）に係るものに限る。） （三）（略） （四）第五十六条第四項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第五十条第七号、第七号の二及び第七号の三に掲げる費用に係るものに限る。） （五）（略） （六）（略） 一の二・一の三（略）

求

(二) 第十四条第二項又は第三項の規定による届出の受付

(三) 第十六条第二項の規定による養育の継続の承認

(四) 第十八条の規定による養育期間の更新の承認

二・三 (略)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 (略)

一 (略)

二 新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づく市町村経営発展支援事業計画等、市町村事業計画等、研修計画（就農準備資金等のうち、県全域を対象とする）知事が認めた研修機関が行う研修に係るものを除く。

（及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業実施計画等（県全域を対象とする）知事が認めた研修機関が行う事業に係るものを除く。）の承認

二の二 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づく事業実施計画等の承認（畜産に関する事業に係るもの及び県の全域を対象とする等の広域的な取組に係るものを除く。）

二の三 二の十一 (略)

二の十二 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱に基づく取組実施計画の承認（県の全域を対象とする等の広域的な取組に係るものを除く。）

三 一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等（新規就農者育成総合対策事業（県全域を対象とする）知事が認めた研修機関に係る就農準備資金に係るもの及び新規就農者誘致環境整備事業に限る。）及び農産物生産供給体制強化事業（畜産に関するもの、県の全域を対象とする等の広域的な取組に係るもの及び産地パワーアップ計画（都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。）に係るものに限る。）を除く。）

(三) 一六 (略)

八 一 一 (略)

十二 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第七条の規定による遊漁船業者の登録事項の変更の届出の受理

(四) 第八条の規定による遊漁船業者の業務規程の変更の届出の受理

(五) 第九条の規定による遊漁船業者登録簿の閲覧

二・三 (略)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 (略)

一 (略)

二 新規就農者育成総合対策実施要綱等に基づく市町村経営発展支援事業計画等、市町村事業計画等、研修計画（就農準備資金等のうち、県全域を対象とする）知事が認めた研修機関が行う研修に係るものを除く。

（及びサポート体制構築事業実施計画（県全域を対象とする）知事が認めた研修機関が行う事業に係るものを除く。）の承認

二の二 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づく事業実施計画等の承認（畜産に関する事業に係るものを除く。）

二の三 二の十一 (略)

三 一六 (略)

七 (略)

(一) (略)

(二) 農業振興対策事業費補助金等交付要綱による補助金等（新規就農者育成総合対策事業（県全域を対象とする）知事が認めた研修機関に係る就農準備資金に係るもの並びにサポート体制構築事業及び市町活動費に関する事業に限る。）及び農産物生産供給体制強化事業（畜産に関するもの及び産地パワーアップ計画（都道府県農業再生協議会長が作成したものに限る。）に係るものに限る。）を除く。）

(三) 一六 (略)

八 一 一 (略)

十二 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第七条の規定による遊漁船業者の登録の変更の届出の受理

(四) 第八条の規定による遊漁船業者登録簿の閲覧

(六) 第十条の規定による遊漁船業者の廃業等の届出の受理
(七) 第十一条の規定による登録の抹消

(八) 第十九条の規定による事故の報告の届出の受理

(九) 第二十条の規定による業務改善命令
(十) 第二十一条の規定による登録の取消し等

(十一) 第二十九条の規定による報告の徴取及び立入検査（遊漁船業団体に係るものを除く。）

十三―七十（略）

（建設事務所長への委任）
第十六条（略）

一―七十九（略）

八十（略）

(一) 第六条の二第五項又は第十八条第十八項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「遊戯施設」という。）に関する部分を除く。以下この号において同じ。）及び第二項（遊戯施設に関する部分を除く。）において準用する場合を含む。）の規定による確認審査報告書等又は審査報告書等の受理

(二) 第六条の二第六項又は第十八条第十九項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(三) 第七条の二第六項又は第十八条第二十七項（第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査報告書等の受理

(四) 第七条の四第六項又は第十八条第三十六項（第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査報告書等の受理

(五)（略）

(六) 第七条の六第三項又は第十八条第三十九項（第八十七条の四又は第八十八条第三項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定報告書の受理

(七) 第七条の六第四項又は第十八条第四十項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(八) 関（略）

(五) 第九条の規定による遊漁船業者の廃業等の届出の受理
(六) 第十条の規定による登録の抹消
(七) 第十一条の規定による業務規程の届出の受理

(八) 第十八条の規定による業務改善命令
(九) 第十九条の規定による登録の取消し等

(十) 第二十四条の規定による報告の徴取及び立入検査（遊漁船業団体に係るものを除く。）

十三―七十（略）

（建設事務所長への委任）
第十六条（略）

一―七十九（略）

八十（略）

(一) 第六条の二第五項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第二号及び第三号に掲げるもの（以下「遊戯施設」という。）に関する部分を除く。以下この号において同じ。）及び第二項（遊戯施設に関する部分を除く。）において準用する場合を含む。）の規定による確認審査報告書等の受理

(二) 第六条の二第六項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(三) 第七条の二第六項（第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査報告書等の受理

(四) 第七条の四第六項（第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査報告書等の受理

(五)（略）

(六) 第七条の六第三項の規定による仮使用認定報告書の受理

(七) 関（略）

八十一―八十五 (略)
八十六 (略)

- (一) 第七条の規定による指導及び助言
- (二) 第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
- (三) 第十一条第三項及び第十二条第四項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付
- (四) 第十一条第四項及び第十二条第五項の規定による期間の延長及びその期間を延長する旨等を記載した通知書の交付
- (五) 第十一条第五項及び第十二条第六項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付
- (六) 第十三条第一項の規定による是正措置命令
- (七) 第十三条第二項の規定による国等の機関の長に対する通知及び措置の要請
- (八) 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (九) 第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び第三十一条第二項において準用する第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定
- (十) 第三十条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事に対する通知
- (十一) 第三十二条の規定による報告の徴収
- (十二) 第三十三条の規定による改善命令
- (十三) 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し

八十一―八十五 (略)
八十六 (略)

- (一) 第八条の規定による指導及び助言
- (二) 第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
- (三) 第十二条第三項及び第十三条第四項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付
- (四) 第十二条第四項及び第十三条第五項の規定による期間の延長及びその期間を延長する旨等を記載した通知書の交付
- (五) 第十二条第五項及び第十三条第六項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付
- (六) 第十四条第一項の規定による是正措置命令
- (七) 第十四条第二項の規定による国等の機関の長に対する通知及び措置の要請
- (八) 第十五条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受領
- (九) 第十六条第一項の規定による指示
- (十) 第十六条第二項の規定による措置命令
- (十一) 第十六条第三項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求
- (十二) 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十三) 第十九条第一項の規定による届出及び変更の届出の受付
- (十四) 第十九条第二項の規定による指示
- (十五) 第十九条第三項の規定による措置命令
- (十六) 第二十条第二項の規定による通知及び変更の通知の受付
- (十七) 第二十条第三項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求
- (十八) 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十九) 第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び第三十六条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定
- (二十) 第三十五条第三項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事又は建築副主事に対する通知
- (二十一) 第三十七条の規定による報告の徴収
- (二十二) 第三十八条の規定による改善命令
- (二十三) 第三十九条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
- (二十四) 第四十一条第二項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定
- (二十五) 第四十二条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定

ルギー消費性能に係る認定の取消し 第四十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 附則第三条第二項の規定による届出及び変更の届出の受付 附則第三条第三項の規定による指示 附則第三条第四項の規定による措置命令 附則第三条第八項の規定による通知及び変更の通知の受付 附則第三条第九項の規定による国等の機関の長に対する協議の要求 附則第三条第十項の規定による報告の徴収及び立入検査 国・国（略） 八十六の二（略） （一）第十三条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付 （二）第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び第二十八条において準用する第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知 （三）第二十九条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付 （四）第三十一条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知 八十六の三（略） （一）・（二）（略） （三）第五条の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった又は除却した旨の報告書の受付 （四）（略） （五）第七条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更届の受付 （六）・（七）（略） 八十七―百十一（略） （広島港湾振興事務所長への委任） 第十七条（略） 一―二十七の四（略） 二十八・二十九（略）	（四）（略） （五）・（六）（略） 八十七―百十一（略） （広島港湾振興事務所長への委任） 第十七条（略） 一―二十七の四（略） （一）施設等の滅失又は損傷に関する報告の受理及び指示 （二）事故発生等の報告の受理及び指示 （三）事 （四）事 （五）事 （六）事 （七）事 （八）事 （九）事 （十）事 （十一）事 （十二）事 （十三）事 （十四）事 （十五）事 （十六）事 （十七）事 （十八）事 （十九）事 （二十）事 （二十一）事 （二十二）事 （二十三）事 （二十四）事 （二十五）事 （二十六）事 （二十七）事 （二十八）事 （二十九）事 （三十）事 （三十一）事 （三十二）事 （三十三）事 （三十四）事 （三十五）事 （三十六）事 （三十七）事 （三十八）事 （三十九）事 （四十）事 （四十一）事 （四十二）事 （四十三）事 （四十四）事 （四十五）事 （四十六）事 （四十七）事 （四十八）事 （四十九）事 （五十）事 （五十一）事 （五十二）事 （五十三）事 （五十四）事 （五十五）事 （五十六）事 （五十七）事 （五十八）事 （五十九）事 （六十）事 （六十一）事 （六十二）事 （六十三）事 （六十四）事 （六十五）事 （六十六）事 （六十七）事 （六十八）事 （六十九）事 （七十）事 （七十一）事 （七十二）事 （七十三）事 （七十四）事 （七十五）事 （七十六）事 （七十七）事 （七十八）事 （七十九）事 （八十）事 （八十一）事 （八十二）事 （八十三）事 （八十四）事 （八十五）事 （八十六）事 （八十七）事 （八十八）事 （八十九）事 （九十）事 （九十一）事 （九十二）事 （九十三）事 （九十四）事 （九十五）事 （九十六）事 （九十七）事 （九十八）事 （九十九）事 （一百）事 （一百一）事 （一百二）事 （一百三）事 （一百四）事 （一百五）事 （一百六）事 （一百七）事 （一百八）事 （一百九）事 （二百）事 （二百一）事 （二百二）事 （二百三）事 （二百四）事 （二百五）事 （二百六）事 （二百七）事 （二百八）事 （二百九）事 （三百）事 （三百一）事 （三百二）事 （三百三）事 （三百四）事 （三百五）事 （三百六）事 （三百七）事 （三百八）事 （三百九）事 （四百）事 （四百一）事 （四百二）事 （四百三）事 （四百四）事 （四百五）事 （四百六）事 （四百七）事 （四百八）事 （四百九）事 （五百）事 （五百一）事 （五百二）事 （五百三）事 （五百四）事 （五百五）事 （五百六）事 （五百七）事 （五百八）事 （五百九）事 （六百）事 （六百一）事 （六百二）事 （六百三）事 （六百四）事 （六百五）事 （六百六）事 （六百七）事 （六百八）事 （六百九）事 （七百）事 （七百一）事 （七百二）事 （七百三）事 （七百四）事 （七百五）事 （七百六）事 （七百七）事 （七百八）事 （七百九）事 （八百）事 （八百一）事 （八百二）事 （八百三）事 （八百四）事 （八百五）事 （八百六）事 （八百七）事 （八百八）事 （八百九）事 （九百）事 （九百一）事 （九百二）事 （九百三）事 （九百四）事 （九百五）事 （九百六）事 （九百七）事 （九百八）事 （九百九）事 （一千）事 （一千一）事 （一千二）事 （一千三）事 （一千四）事 （一千五）事 （一千六）事 （一千七）事 （一千八）事 （一千九）事 （二千）事 （二千一）事 （二千二）事 （二千三）事 （二千四）事 （二千五）事 （二千六）事 （二千七）事 （二千八）事 （二千九）事 （三千）事 （三千一）事 （三千二）事 （三千三）事 （三千四）事 （三千五）事 （三千六）事 （三千七）事 （三千八）事 （三千九）事 （四千）事 （四千一）事 （四千二）事 （四千三）事 （四千四）事 （四千五）事 （四千六）事 （四千七）事 （四千八）事 （四千九）事 （五千）事 （五千一）事 （五千二）事 （五千三）事 （五千四）事 （五千五）事 （五千六）事 （五千七）事 （五千八）事 （五千九）事 （六千）事 （六千一）事 （六千二）事 （六千三）事 （六千四）事 （六千五）事 （六千六）事 （六千七）事 （六千八）事 （六千九）事 （七千）事 （七千一）事 （七千二）事 （七千三）事 （七千四）事 （七千五）事 （七千六）事 （七千七）事 （七千八）事 （七千九）事 （八千）事 （八千一）事 （八千二）事 （八千三）事 （八千四）事 （八千五）事 （八千六）事 （八千七）事 （八千八）事 （八千九）事 （九千）事 （九千一）事 （九千二）事 （九千三）事 （九千四）事 （九千五）事 （九千六）事 （九千七）事 （九千八）事 （九千九）事 （一万）事 （一万一）事 （一万二）事 （一万三）事 （一万四）事 （一万五）事 （一万六）事 （一万七）事 （一万八）事 （一万九）事 （二万）事 （二万一）事 （二万二）事 （二万三）事 （二万四）事 （二万五）事 （二万六）事 （二万七）事 （二万八）事 （二万九）事 （三万）事 （三万一）事 （三万二）事 （三万三）事 （三万四）事 （三万五）事 （三万六）事 （三万七）事 （三万八）事 （三万九）事 （四万）事 （四万一）事 （四万二）事 （四万三）事 （四万四）事 （四万五）事 （
--	--

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(縮景園長への委任) 第二十四条の四 (略) 一 入園料の減免(広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号。以下「縮景園条例」という。)第十二条第九号の規定によるものを除く。)に關すること。 二 二十四 (略) 2 (略)	(縮景園長への委任) 第二十四条の四 (略) 一 入園料の減免(広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号。以下「縮景園条例」という。)第十二条第十号の規定によるものを除く。)に關すること。 二 二十四 (略) 2 (略)

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和七年四月一日
- 二 第二条の規定 令和七年四月十四日